

特29-783イ



\*1200800174054\*

寺29

1831



善寺來傳略記



始



物29  
7831



法輪常轉信陽地

往者一光三聖尊



明治三十八年仲秋

善光寺別當

大勸進権大僧心道貫書



由來渡三國  
金體為誰雷  
慈雨溢天外  
德周五大海

明治四十四年初冬

善光寺上人

大本願止僧心書



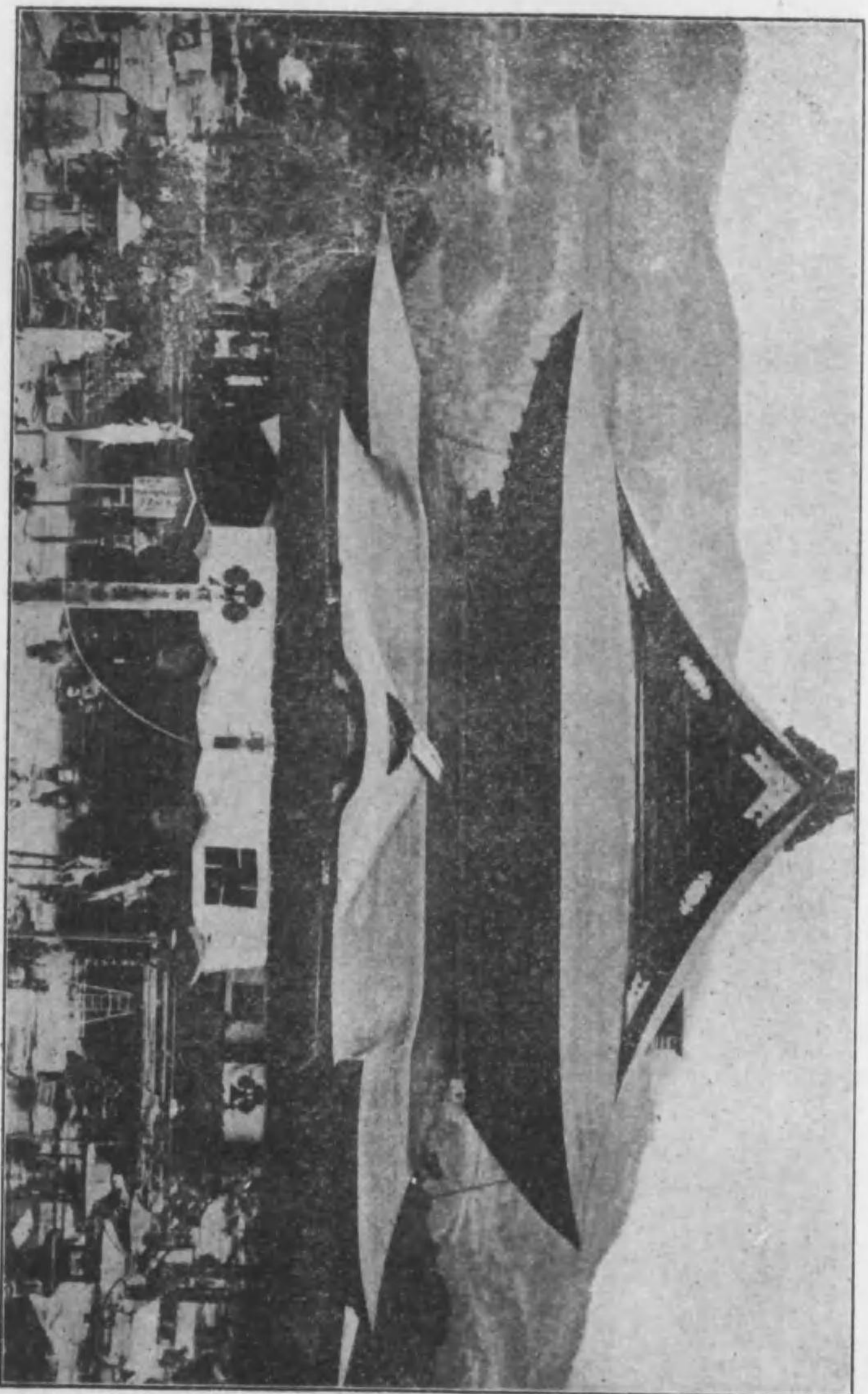
序

善光寺如來記傳古來有數本而或失於  
繁或失於簡繁簡得宜者殆希本州更級  
郡淨蓮寺宗範閔士深慨之精思多年考  
覈事蹟而著善光寺如來畧傳刻成乞序  
余余閱之簡而不漏約而悉矣言真事實

易讀易解使看者不知倦矣余深嘉此書  
有益于化導也因書卷首以一言

明治二十七年四月

善光寺別當兼大勸進大僧正寂順撰



善光寺本堂

善光寺如來御尊像



善光寺如來傳來略記

凡例

一 善光寺緣起なるもの數本あり中に就て靈應記及善光寺緣起(澁文全)は世に流布せず、三國傳來善光寺如來緣起(假字書全五卷)其他數種いま世に流布すれども是等概ね謬妄杜撰なり、萬空法印の阿彌陀如來繪詞傳(卷全七)は稍正確のものなり、然れどもいまた盡さざるごころあり、間又冗長の憾あり、是の書を編する所以なり

一月蓋長者の願ひに緣て三尊佛出現したまひしごころは請觀音經に見へたれども、釋迦如來月蓋の家に頭陀せしごころ、其他經文に見へざる事項天竺條下に數件あれども、古より世人のいひ傳ふるごころは

敢て改竄せず

一開基本多善光は若麻績東人の法名、二世善佐は若麻績佐留の法名なり、然るに諸書多くは善光をヨシミツ善佐をヨシスケこよませ

て其諱の如くす今はこらず、本多のことは其條下に記す

一善光寺如來を或は彌陀と稱し或は釋迦と稱す、日本書紀元亨釋書は釋迦と爲し、神皇正統記源平盛衰記平家物語等は彌陀と爲す、扶桑畧記帝王編年紀一代要記等には釋迦彌陀二尊の傳來を並記す、勅修圓光大師傳古今著聞集にはたまた善光寺如來このみ記す、蓋し欽明天皇十三年に百濟國より佛像始て渡來の時、いまた佛の印相を知らず、佛ごさへ云へば釋迦と思ひて日本書紀には記したるなるべし、然るに其實跡を検ぶれば彌陀なり、故に扶桑畧記等にはし

ばらく二尊の傳來を並記せしならん、今は斷じて彌陀如來と爲す

一此書は童蒙婦女子にも本佛の傳來を知らしめん爲めなれば、行文は極めて平易に爲す、且其異説にわたる事項は諸書を參考して一説を示す

一本寺の管守等は明治二十七年の現況に就て記す

一本佛の靈驗奇瑞は枚舉に遑まあらず、今は其二三を掲ぐ

明治二十七年四月識す



目次

述意

善光寺如來出現の緣由

釋迦如來弟子をして月蓋長者の家に頭陀せしむ

釋迦如來親く月蓋の家に頭陀す

毘舍離國の惡疫

如是姬惡疫に罹る

同族の長者月蓋長者に佛所に詣るへきを勸む

月蓋長者大林精舎に詣る

月蓋長者阿彌陀如來を請す

長者再び大林精舎に詣り三尊佛の摸像を得んことを請ふ

一六

閻浮檀金を求む

一七

新佛出現

一八

三尊佛百濟國に遷る

二〇

三尊佛百濟國を辭す

二三

三尊佛本朝に入る

二四

朝議佛像を拜せず

二六

佛像を蘇我氏に賜ふ

二七

佛像を難波の堀江に投ず

二七

欽明天皇佛像を難波の堀江より迎ふ

二九

佛法弘通の方便

三〇

聖徳太子の出誕

三二

聖徳太子佛舍利を投す

三四

蘇我馬子佛法興隆を計る

三四

大連守屋奏して佛像を破毀す

三七

佛像再び難波の堀江に沈む

三九

蘇我氏信佛の特許を得たり

四一

用明天皇

四二

守屋の異志表見す

四五

中臣勝海天誅に伏す

四六

穴穂部皇子害せらる

守屋兵を構ふ

官軍物部守屋を討伐す

聖徳太子難を棕樹に免る

聖徳太子四天皇の像を作りて護りを乞ふ

聖徳太子信貴山に登り毘舍門天王に謁す

物部守屋誅に伏す

四天王寺を創建す

聖徳太子難波の堀江に至り如來に謁す

本多善光佛像を奉して歸る

四八

五〇

五〇

五二

五四

五五

五六

五八

五九

六一

如來善光の妻に事縁を告ぐ

善光如來の本堂を建る

如來光明を放ちて燈火に點す

如來水内郡に移る

本多善佐の蘇生

善光寺建立の勅願

如來の閉龕

善光寺如來の動座

現今の本堂

開帳佛

六三

六四

六七

六八

六八

六九

七一

七二

七四

七五

十夜佛

御印文

戒壇

開基の影像

善光寺の管守

善光寺造営の奇瑞

高僧善光寺に詣ず

三輪の時丸

牛に牽れて善光寺詣で

善光寺如來御詠歌

七六

七六

七七

七七

七七

七八

七九

八〇

八二

八三

# 善光寺如來傳來畧記

福津宗範纂述



述意

竊に以れば、往昔、本師彌陀如來假に西方安養の淨刹を辭し、忝くも  
 東天毘舍離の塵に交り遂に尊容を遺せり、而して其尊容遠く吾大日  
 本國に來り、善光寺に駐りたまふ、嗚呼、菩提の妙場、光を輝して生死  
 長夜の燈炬を爲り、以て劫末の群類を悲引したまふ、蓋し見佛易から  
 ず、聞法豈に難きに非ざらんや、宿縁深厚の人にあらざるよりは、争か  
 之に遇ふことを得ん、或は之を靈瑞花の開くに喩へ、或は之を盲龜の  
 浮木に逢ふに比す、釋尊の在世に生るるも、縁なくして聖容に接せざ

るあり、我は靈山に攀るも坐を退して妙法を聞くを得ざるあり、然るに吾等生を東海の日域に稟け、報を五濁の亂郷に感じ、幸に本佛の悲願に遇ふことを得たり、何の喜びか之に如ん故に本師廣大の慈恩を報ぜん爲め爰に善光寺如來傳來の緣由を略示す、是亦讚佛乘の因、轉法輪の緣ともなり侍りぬべし

善光寺如來出現の緣由

抑大日本信濃國水内郡芋井郷長野里定額山善光寺、一光三尊佛出現の緣由は、請觀世音菩薩消伏毒害陀羅尼咒經に見へたり、今ろの大略を示さんに、釋迦牟尼如來、東天竺毘舍離國菴羅樹園の大林精舍重閣講堂に在して、大阿羅漢大菩薩及び四衆等の爲に說法したまふ、其時、毘舍離國に大長者あり月蓋と名く、又同族の長者五百人ありて共に

其國政を掌る、故に富貴自在なり、天竺廣しと雖も能く及ぶものなし、まつ其宮殿樓閣には、金銀を鏤め珠玉を莊り、七寶の瓔珞を懸け、錦繡の座蓐をつらね、七珍萬寶庫に満ち、一として心にかなはざることなく、榮花の身なれども、物の圓滿ならざるは物の數なり、此長者世嗣なきを憾みこなし、天に祈り地に訴へしが、齡ひ五十一にして、始めて女子を擧ぐ其名を如是といふ、父母の寵愛かぎりなく、掌中の玉ごかしつきけり、然るに此女子深窓の下に養育せられ、錦帳の中に成長して、十三歳の妙齡にぞなりにける、其容姿の美麗ここは、春の花の露を含み、青柳の風に靡くが如くなりければ、長者夫妻は唯ろの愛に溺れて、後世をも菩提をも思はざりき

釋迦如來弟子をして月蓋長者の家に頭陀せしむ

四  
粵に長者夫妻は愛に溺れ、此女子の爲には、千金を擲つも猶し塵芥の如くに思へども、其性貪吝にして人を惠まず、況や佛法僧の三寶に歸依し供養せんことは思ひもよらず、後世の營み更になかりき、うもく一國の首頭たるもの此の如くなる故、國中の人々みな三寶に歸依することなく、墜貪邪見の人ぞ多かりき、此時大聖釋迦如來大林精舍に在りて、大慈大悲の御意をもちて、彼國民を哀愍し、まづ首領たる月蓋長者を濟度せば、一國の庶人も自ら慈善心をたこすべしとて、御弟子の中最も智慧の勝れたまひたる、舍利弗尊者を召れて宣ふやう、汝、月蓋長者の家に至り分衛し機を見て教化すべしと仰せありければ尊者、佛勅を奉て長者の門に由て鉢を乞ひたまふ、此時長者謂へらく、凡ろ人に物を贈れば人も亦之に報ひ返す佛は然らず、唯人の供養

を受るのみと、さすれば之に一粒を與るも無益といふものなり、且佛には數多の弟子ありとさきく、一人に施して他に與へざるを得ず、如す初めより一人にも與へざらんにはとて、空しく尊者を返しぬ、如來此旨をきこしめして宣く、舍利弗は彼國に縁薄き故ならんとして、憍梵波提尊者を召して之を遣したまふに、長者初の如くにして敢て施與せず、如來また羅睺羅尊者を行しめたまふ、長者思ふやう、此人は釋迦如來いまた出家せず王宮に在りて、悉多太子と申せし時の御子にして、即ち淨飯大王の王孫なり、かかる尊貴の御身が吾門闥に立たたまふ、何とて供養せざるべけんやと、而して曩に來りたまひたる一尊者の事をたもひ出して今この尊者に供養せば、前の二人さう恨み申さん何方にも供養せざるに如すとして是亦其旨を傳へて、空しく還し奉りぬ

釋迦如來親く月蓋長者の家に頭陀す

斯て釋迦如來ますく月蓋長者を愍み我親ら往て教化すべしと、阿難、羅睺羅を左右にしたがへ、菩薩羅漢に圍繞せられ、大光明を放ちて長者の門に至りたまふに、烏瑟高く顯れて青天の翠り濃かに、白毫右に旋りて秋月光り圓かなり、青蓮の御眸には慈悲の相を現じ頻伽の御唇には微妙の御聲を發け鉢を乞ひたまひければ、さしもの月蓋長者も如來の來臨を見奉り大に驚いて云く、噫、恭しきかな、御俗躰にて在まさは、轉輪聖王の御位に即きたまふべきを、衆生濟度の爲に出家したまひ、今は三界の獨尊たるべき如來にて在すに、今日吾家を訪ひたまふは是ひこへに、衆生結縁の御慈悲なるべし、是までは供養せざりしも、今はなごか供養し奉らざるべきとて、瑠璃の鉢に白粲を盛り

て、長者自ら持出しに、常さへうるはしき鉢なるに、今如來の光明の輝きて、白粲はさなから玉を盛りたる如くに見へければ、長者忽ち慳吝こころ生り、暫くためらいしが、亦思ひけるは今日此供養をなさば、此後しばく來りたもふならん、最初より施さざるには如すこて、盛りたる鉢を持て内へ入り、亦も空しく還し奉りぬ、嗚呼佛の御慈悲も縁なき衆生には及びがたく、是非なく大林精舍へ歸らせたまひき

毘舍離國の惡疫

さるほごに、此國の人民は、いつこなく月蓋長者を見ならひて、三寶に歸依せず、邪見のふるまひぞ多かりける、時しも惡疫流行し、國中の人民多く此病に罹る、是を五種の温病といふ、一には眼赤くして血の如く、二には兩耳より膿を出す、三には鼻より血流る、四には舌嚙て聲い

せず、五には食するもの麁澁に化り、六識閉塞て猶し醉たる人の如し  
 (請觀音經) 此病にかゝりたるもの本復することなし、國中の流行なれば患者家に充ち、死屍巷に溢る、或は子に別れ妻に離れ、或は父母兄弟を失ひ、號泣ぶ聲、山野に響き、所謂我やさき人やさき、今日も知らず明日も知らずと申すへき、其現況喩へん方なし、月蓋長者このよきをきく大に怖れ、此度の疫病は悪鬼邪神の亂れ入て、人を惱すこのことなれば、まづ館の四圍を警固せしめよとて、數多の兵士をして、劍鋒を持て、四方八表を十重二十重に警備守護せしめしに、早くも警固の兵士此病に斃るゝもの多かりければ、兵士守護も其甲斐なし、長者も今は爲ん方なく、晝夜心を痛めけるが、幾くもなく疫神は進て、高樓珠簾の中に入り如是姫をぞ侵しける

如是姫悪疫に罹る

月蓋長者の愛子如是姫は、今年十三歳の妙齡にて、綻ひかゝる花のよろほひ、洩れ出る月の朧もかけさしも、美麗なる姿なれども、彼悪疫に侵さるゝや、忽ち両眼より血出で、両耳より膿出で、鼻より黒血を流し、舌は噤て聲たゞず、食物は麁澁となりて喉を下らず、苦痛身に逼り、憂悶惱亂るありさま目もあてられぬところなり、父の長者は取敢へず、使を王舍城に馳せ、有名なる大醫耆婆大臣を迎へて治療を乞ひしかば、耆婆治術を盡すごいへごも其効驗なし、是慳貪邪見の業報より、悪鬼邪神の便りを得て惱すごこなれば、如何なる妙藥良劑も其効を奏するごごあるべからずとて、さすかの耆婆も退きける、是を請觀音經には良醫耆婆盡其道術不能救ご記せり、凡る人の親たるもの



は貴も賤も子を愛する情は同じけれども、此女子は其姿うるはしく  
心もまた優にやさしければ、父母の歎きさもありなん、而して如是姫  
の其瑤艶花容なるも、昨日よりは今日は衰へ、朝よりも夕は弱りゆき、  
たのみすくなくなりにけり

同族の長者 月蓋長者に佛所に詣るべきを勸む

此に於て同族の長者たのく、申しけるは、姫君の病、是まで種々心を  
盡せごも醫藥の効なし、此上は手を拱て空く終りを見んより外あ  
るべからず、然るにいま大林精舎に在す大聖釋迦牟尼如來は、一切衆  
生の苦を救ひたまふよし曾て聞及びぬ、急ぎ大林精舎に詣りて、如來  
に請ひ奉るべしと勧めければ、月蓋は兎角の詞もなく默然として居  
たりしが、はや其間にも姫の病体はやくたころへ、今は危く見へけれ

ば、一座の人々同一に早くはやくと勧めしかは、月蓋長者涙をたさへ  
て申しけるは、されば其事を吾も疾くより思はざるにはあらねども、  
過し頃釋迦如來の來りたまひし時、一鉢の供養をも爲さず、無情に返  
し奉るのみならず是まで一度も、佛所に參詣したることなし、然るに  
今日吾女子の病いかに危篤に逼ればとて、今さら何の面目ありてか、  
如來を始め御弟子にも顔を合せ申すべきこと、後悔の涙にむせびける、  
一座の人々申すやう、如來は忍辱婆羅密を成就し、且慚愧懺悔を喜び  
たまふに由て、如來に無涯の大悲あれば、いかほご以前は強面ごも、  
反て其人を憐み、一切衆生を一子の如く憐愍したまふよしを聞き傳  
へたれば、是までの罪過を懺悔して、ひたすらに願ひたまひなば、な  
ごか、如來の見棄たまふべきこと、皆同一に勧めけり

月蓋長者大林精舎に詣る

月蓋長者は愛子の病縁に引れて、今年六十三歳にして、初て大林精舎に詣り、慚愧懺悔の涙にむせび遍身より汗を流しつゝ、如來の御前に出で、合掌禮拜して申しけるは、此頃當國に流行せる惡疫に死するも其數を知らず、良醫者婆の手術も其効を奏すること能はず、吾一女子も同く此疫に罹り、命はさなから風の前の夕の燈草の上の朝の露よりも猶危く見へ侍る、あはれ願くば如來平等の御慈悲を以て、吾女子を始め國中の人民を救はせたまへご哀願しける、爾時釋迦如來、長者に告て宣はく、此般の疫病は前業の所感なれば、吾力にて救濟こと能はず、然るに爰に一の妙法あり、是より西方に極樂世界あり、此娑婆界を去ること遠からず、彼世尊を阿彌陀佛と稱し、左右の脇士を

觀世音菩薩、大勢至菩薩といふ、此三尊佛つねに大慈大悲を以て、一切衆生の苦患と厄難とを救濟たまう、汝早く西方に向ひ、香を焼き花を散し五躰投地して、一心專念に彼佛及び二菩薩を請し、其名號を稱へなば、汝か女子を始め國中の人民も速に本復することを得べしご教へたまへり、萬徳圓滿の釋迦如來なれば此事御自身の力に能はざるにはあらねども、阿彌陀如來は此界の衆生に親き因縁ありて、稱名の一行は修し易く得安きか故に、斯くは教へたまふなり、唐の道綽禪師の安樂集に、毘舍離國の惡疫も、三尊佛の光明にて忽ち消滅せしことを知らしめ、其終りに釋迦如來たのか能を述べずして、遍に彌陀の功德を説きたまふ、是一切衆生をして、ひごしく西方に歸せしめんが爲なりといへり

月蓋長者阿彌陀如來を請す

爰に於て月蓋長者、大に力を得て、急ぎ我家に歸り、香花燈明を捧げ、西方に向ひ頭面に禮を作して、

願救我苦厄  
 普放淨光明  
 爲免毒害苦  
 必來至我所  
 我今稽首禮  
 我今自歸依  
 唯願必定來  
 施我今世樂

大悲覆一切  
 滅除癡暗冥  
 煩惱及衆病  
 施我大安樂  
 聞名救厄者  
 世間慈悲父  
 免我三毒苦  
 及與大涅槃

此偈文を唱へて、彌陀觀音勢至の三尊に歸命し一向にその名號を稱へければ、西方淨土の阿彌陀如來六十萬億那由他恒河沙由旬の御身を縮め、末世相應の小身をあらはし、右の御手に施無畏の印、左の御手は刀劍の印、觀音勢至の二菩薩は共に梵筐の印を結はせたまひ、一光の中に三尊の聖容を現し、忽然として月蓋長者の樓門に來臨まします

刀劍施無畏の印相は、拔苦與樂の表示なり、左は不動の劍印にて惡を驅り、右は無畏を與へて安樂ならしむ、梵筐の印は惡魔降伏の相を示すなり

ここに阿彌陀如來は、大光明を放て國中を照したまふに、毘舍離の人民現り佛の光明を拜み、われもく、長者の館に集り、楊の枝ご清き

水みづを觀世音菩薩くわんぜおんぼさつに捧たもげける、其時觀世音菩薩、本師如來ほんしにょらいの威神力おんしんりきを承うけ大神おほがみ呪まじを説とき柳やなぎの枝えだを以もつて清水しみずを灌くぎたまふに、不思議ふしぎなるかな雨霧あめきりの如ごとくに國中くにうちを潤うるし萬死まんじ一生いつしやうの如ごときは姫ひめを始め國中くにうちの病者びやうしやみな立地たてぢに全快ぜんくわいしけり、是これを經まるに毘舍離人びせり平復へいふく如ごとく本ほんと説とき、善導ぜんだうの往生むじやう禮讚らいさんには光舒救ひかりやすく毘舍びせ離り舎しやといへり

長者ちやうぢや再び大林精舎だいりんしやうぢやに詣いり三尊佛さんそんぶつの摸像もつざうを得えんことを請まふ

斯かくて國中くにうちの人民じんみんは即時ごときに疫病消滅やくびやうしょうめつして、六根ろくこんもこの如ごとく平愈へいゆし、各長おのづか者の館たねに來きり三尊佛さんそんぶつを拜ほし、歡喜くわんぎの聲こゑ天地てんちにひびき、異口同音いこうどうおんに念佛ねんぶつせり

然しかるに三尊佛さんそんぶつ、長者ちやうぢやの樓門ろうもんに佇立てつりりたまふこと二晝夜にじゆうやに及およべり、是偏いこへに末世まごの衆生しゆじやうを濟度さしゆしたまはんこの佛意ぶつぎなるべし。

爰こゝに月蓋長者げつがいちやうぢやは、三尊佛さんそんぶつの諸天善神等しよてんぜんじんどうに圍遶おほらうし恭敬くきやうせられたたまふを見ていよく信心しんしんを増ましかくる尊そんき如來にょらいの、此度このたびかぎりにて極樂ごくらくへ歸かへらせたまふは遺憾のこりなきことなり、せめて尊そん谷たを寫うつしこりて、永ながく此土このちに止とめ奉たらんものをご思おもひ、再び大林精舎だいりんしやうぢやに至いたり、此旨このめいを釋迦如來しやくかにょらいへぞ願ねがひける

閻浮檀金えんぶたんごんを求もとむ

釋迦如來しやくかにょらい此旨このめいを聞きしめし、善哉ぜんざい々々汝なんぢの所願しよわん甚たた殊勝しゆじやうなり、然しからば閻浮檀金えんぶたんごんを用もちて鑄寫ちゆうしやうすべしと仰おほせありければ、長者ちやうぢや申しけるは閻浮檀金えんぶたんごんは此界第一このかいだいいちの寶たからにて、假令たとひ國王長者こわうちやうぢやたりとも容易たやすく得えべからず、いかゞはせんご、其時そのとき釋迦如來しやくかにょらい即すなはち目蓮尊者もくれんそんを呼よび、汝龍宮界なんりゆうぐうがいに至いたり閻浮檀金えんぶたんごんを乞こひ得えて還かへるべしと仰おほせありければ、尊者そんは神道第一しんどうだいいちの名な

を得たる阿羅漢ゆへ、忽ち龍宮城に至り、娑伽羅大龍王に謁して佛勅を傳ひたまひければ、龍王對て曰く閻浮檀金は此界第一の寶にて、他へ讓るべきものに非ざれども、釋尊の勅といひ、又極樂より來現ましましく三尊佛を鑄寫したまふこのこそなれば、是また多生曠劫にも二度こなき勝緣なり、さらば供養し奉らんさて、龍王手づから寶塔を開き、閻浮檀金若干量を出して尊者へ捧げければ、尊者は歡び直ちに大林精舎に還り如來へ奉獻す、如來即ち月蓋長者に之を賜ふ

新佛出現

月蓋長者は閻浮檀金を得て家に歸り、玉の鉢に盛り、右に遠ること三匝して供へ置く、此日釋迦如來も長者の家に來臨したまふ、極樂應現の三尊佛は空中に在し、釋迦如來は地上に立ち、其中央に彼閻浮檀金

を置き、彌陀釋迦二尊一時に光明を放ちて照したまへば、此金忽ち溶解してわきかへり、自然に一光三尊の佛像ご現はれたまふ、是則ち今の善光寺の如來にてまします

然るに其時、極樂より來現の本佛歩み寄て新佛の頂きを二度まで摩でさせたまひければ、新佛は亦本佛を三度禮したまひ、二佛同く虚空に飛騰り、共に光明赫奕として照したまへり、月蓋長者は喜び限りなかりき、斯て本佛新佛共に西方を指て飛去りたまふ、長者遙かに之を見て大に驚き、本佛は素より極樂の主なれば歸らせたまふも理りなり、今寫し奉る新佛は永く此土に御姿をこごめたき、末世の衆生を濟度したまはん爲めなり、然るに其新佛も今西方に歸りたまひなば、折角尊容を寫せし甲斐もなしとて、聲を限りにぞ歎きける其時遙かに

西方の雲間より新佛告て宣はく、我は本佛を極樂に送り奉り程なく歸るべしと仰せありて、遂に西の空に入りたまひしが、頓て新佛は歸りたまひければ、月蓋長者喜びの涙にむせび、即ち後園に伽藍を建て、此三尊の靈像を安置し、香花燈明の供養怠りなく、身心に恭敬奉事し、且心に願すらく、我生々世々此界に生れ、或は國王大臣となり、或は長者居士の身となりて、永く如來に仕へ奉んごぞ誓ひける

三尊佛百濟國に遷る

爾來凡ろ一千四百年を経て、三尊佛みづから虚空を躡て百濟國に遷りたまへり、國王の夢に一光三尊の如來、王宮の空中にあらはれたまひて、我天竺に在て衆生を濟度すると尙し、今や此國に化を移さんご欲す、宜く護持すべしと告げたまへり、大王夢さめて奇異の思ひを爲

し、遙に虚空を瞻仰すれば如來現に住立して光明を放ちたまへり、此時大王深く信心を發し香を焚きて請し奉るに、三尊佛即ち殿中に入たまへり、是に於て大王歡喜踊躍して伽藍を建て、如來を奉安し、數多の僧伽を居て之に奉事供養せしむ

舊記に王の名を欠く、朝鮮史に第十四世枕流王始て佛法を信ずこあり、然るに日本書記推古帝の三十二年に載る、百濟國の僧觀勒の上表に由て考れば、枕流王より五六十年の後に三尊佛百濟國に至りたもふならん、上表の文に云く佛法自西國至千漢經三三百年乃傳之至於百濟國而僅一年矣我王聞日本天皇之賢哲而貢上佛像及内典こあり、是元亨釋書平氏傳水鏡等にも合す、是を以て考れば、此三尊佛天竺より漢土に移り、夫より百濟國に來傳せしもの

歟、然れども抹桑畧記には月蓋長者選化の後、佛像うらに騰り百濟國に飛到りたまふこいへり

三尊佛百濟國を辭す

粵に三尊佛、百濟國を化したまふこと既に百有餘年を経て、聖明王の代に至り告げて宣はく、東方日本國は我有縁の地なり、彼に移りて化益せんと思ふ、速に吾像を渡すべしこの佛勅しばくありければ、聖明王も力及ばず、今は日本國に送り奉るべしとて、新に御船を贖ひし綾羅錦繡を垂て寶籠を覆ひ、幢天蓋等の佛具を供へ經論若干卷を護持せしめ、西部姬氏達率怒利斯致契等を使として、一光三尊の靈像を吾大日本國に渡し奉る、此日百濟國にては、三尊佛の御別を惜み聖明王を始め后妃宮女百官庶司より、田夫野嫂に至るまで、海濱に見送り

奉りつゝかこちけるは、本師如來の此道場に在ん程には、萬朶の芳を採り闕伽の水を掬ひ、香花燈明の供養を爲し、禮拜稱名の勤行を致し終焉必ず來迎引接の利益を垂れたまはんことを祈りしも、爰に遠く他國に送り奉る、今より以後は何なる佛に事へ奉らん何の佛を禮供養し奉らんご慟哭するものあり、中にも王妃は殊に御別を惜み、三尊佛を御船に移し奉る時は、五軀を地に投じ歎きのいろ一入深く、悲しきかなや縦ひ五障の雲は深くごも、三尊佛の光に照されんことを思ひしも、今は如來に別れ奉り光照を蒙ることなれば、いかんぞ三尊の霧を拂ひ九品の月を翫ん、願くば娑婆別離の愁を翻して淨土再會の縁ご爲ん是れ最後の御供養なりとて、其衣服に裝へる瓔珞の、其價ひ高貴なるものを裂き御船に投入、悲泣雨涙せられければ、空中に

聲ありて

娑婆會者定離苦

早厭此土求出離

西方常住不退樂

速欣彼國稱我名

ご告げたまひける、是なん如來百濟國の衆生へ最後の教へを垂れた  
まいしものなり

かくて御船纜をこき帆を舉れば、順風徐ろに吹き海上濤たたやかに  
日ならずして、我大日本攝津國難波の浦にぞ着せたまひける

三尊佛本朝に入る

吾皇朝三十代欽明天皇即位十三年壬申の十月十三日に、三尊佛の御  
船難波の浦に着せたまひければ、百濟國聖明王の大使副使、二尊佛の  
御輿を守護し經論若干卷并に幡天蓋等の佛具を添へて、當時の皇居

なる大和國磯城上郡、磯城嶋金刺宮に奉獻す、其表文に曰く

是法於諸法中最爲殊勝難解難入周公孔子尙不能知此  
法能生無量無邊福德果報乃至成辨無上菩提譬如人懷  
隨意寶逐所須用盡依情此妙法寶亦復然祈願依情無有  
所乏且夫遠自天竺爰泪三韓依教奉持無不尊敬由是百  
濟王臣明謹遣陪臣怒利斯致契奉傳帝國流通畿内果佛  
所記我法東流

蓋し表文中に佛の記する所ごいふは、大般若經第三百二卷難  
聞功德品に、甚深般若波羅密多は我滅度の後、東北方(日本は天竺の)  
に於て廣く流布すべしこの經文を引きしなるべし

欽明帝之を聞めし大に嘉賞したまひ彼の使節に詔して宣はく、朕昔



より未だ曾てかゝる殊勝の法を聞かずと、歸敬の御意ふかくまし  
くき

朝議佛像を拜せず

欽明天皇は御信仰の叡慮ましまして共、此事一存には計ひ難しとて百  
官有司を召し、「此度百濟國より獻る、佛像其容貌甚た殊勝にいご尊し、  
朕之を拜せんご欲ふ如何にや」と、勅問ありしかば大臣蘇我稻目奏し  
て云く、天竺支那西蕃の諸國みな崇信するよし聞へければ、吾日本の  
み祭るまじきに非ず、殊に陛下御信仰の叡慮ましましては御拜ありて  
然るべしと、其時大連物部尾輿ならびに連中臣鎌子進み出て云く抑  
我朝は神國にして天地社稷百八十神を崇拜祭祀を事とす、今新に蕃  
神を拜せば恐くは邦神の譴怒あらん、ゆめく祭りたまふべからず

ご遮て奏しければ朝廷に於て佛を拜祀したまふとは息にけり(日本紀)

佛像を蘇我氏に賜ふ

欽明天皇御信仰の叡慮ありと雖も尾輿鎌子の奏する所も亦其理なき  
にあらざれば、二氏の議を斥けたまふを得ず、乃ち詔して此像は之を  
望む者に與ふべしと、時に蘇我稻目之を拜請て大に喜び、其別墅なる  
小墾田大和國高市郡の家を淨め假に三尊佛を移し奉り、幾くもなく向原の家  
を淨め捨ひて寺と爲し如來を安置し向原寺といふ、是なん本朝佛寺  
の權輿なり(日本紀)

佛像を難波の堀江に投ず

然るに節しも悪疫流行し貴賤男女の別ちなく、親を失ひ子に別れ牛  
馬六畜に至るまで皆この災に遭ひ、都鄙愁歎の聲止む時なれば、欽

明帝宸襟を惱まし、群臣眉を蹙む、此時に際し物部尾輿中臣鎌子の二氏參内して、目下此悪疫の猖獗は其故なきに非ず、臣等竊に考ふるに、前日百濟國より獻ぜし胡神、今我大臣之を崇め祭ることを、吾日本の神祇憤りてかゝる災病を降したまふならん、速に佛像を毀ち伽藍を燒き以て神怒を鎮めたまへ」と奏しければ、帝止を得たまはず之が處置を此二氏に委ねたまふ、是に於て二氏大に喜び神速多勢を率ひ小墾田の伽藍に押寄せ、四方より火を放ち佛像經卷も共に灰燼と爲さん、燔立けるに、一光三尊の佛像は猛火の中に在せども、尊容少くも毀損たまはず、閻浮檀金の御肌は光明赫奕たり、流石の尾輿も爲ん方なく遂に有司に付して佛像を難波の堀江大和國高市郡飛鳥村の西な、飛鳥川の西に入江あり淵を爲し廣くして深し、故に難波の浦ならへて難波の堀江とに水底深く沈めけり(日本紀帝)、豊浦ともいふと、法隆寺の舊記に見へたり

欽明天皇佛像を難波の堀江より迎ふ

然るに此日、天雲なくして雨降り風なくして内裡災上たまふ、蓋し伽藍を燔き佛像を流棄たるを諸天善神の憤りて天より火の雨をふらせしならん、此日また尾輿大連暴死す(日本紀帝王編年紀扶桑畧紀水鏡)、是に於て欽明帝、尾輿等の爲めに誣られ最尊無上の佛像を失ひしことを深く悔ひさせたまひ、取敢ず勅使を馳て難波の堀江に一光三尊の靈像を迎へしめ、蘇我稻目大臣に詔して、高市郡向原に寺を建て之を安置せしめ、又百濟國より道深等の七僧を召して如來に侍せしむ、欽明帝、佛法御興隆の叡慮深く在し、翌年五月詔して、樟を以て佛像二軀を造らしめたまふ(日本紀に今の吉野寺放光樟の像是なりといへり)、蓋し帝初より佛法に御歸依の意ましませども、尾輿鎌子等の類り

に佛法を破斥せんことを請ふ故に日本紀にも天皇依<sub>レ</sub>奏に記せり  
而して翌年<sub>十五年</sub>欽明帝即位には百濟國より曇慧法師等の九僧來て、去年より  
來り居たる道深等の七僧と交代して靈像に奉事せり

佛法弘通の方便

つらく、惟るに、皇朝二十七代繼體天皇の十六年に、もろこし梁の鞍  
部村主司馬達等、皇朝に來り大和國高市郡坂田原に草堂を建て佛像  
を安置す、此時吾邦人いまた佛法を知らざる故に佛を異域の神とい  
ふ(元享釋書扶桑 畧記水鏡)此等の人は各ひこり佛法を信するのみなれば佛法の  
名字たにも知る人なかりき、爰に一光三尊佛の大慈大悲深く此國の  
衆生を憐み、遙に天竺の境を出で流沙葱嶺の雲を分け遠く百濟國の  
港を離れ、滄海の波をしのぎ漸く吾大日本國に來り在せごも此國の

衆生を濟度の機縁未た熟せず、剩へ尾輿鎌子等の惡逆に依て、猛火に  
御肌を焦し、深淵に御身を沈めたまふ、然るに欽明帝幾くもなく佛法  
を再興まし、ければ天下安穩なり、是より二十年の後、帝崩<sub>在位三十二年</sub>  
れたまひければ、帝の第二皇子太玉敷尊、天日嗣の位に即きたもふ、是  
を敏達天皇と爲す

敏達天皇は佛法に御志なき故に、今は百濟國より交代の僧もなく、一  
光三尊の靈像は、向原寺に在せごも、蘇我の家に奉事するのみなり  
斯ては何の世にか佛法の弘通時節あらんや、こゝに彌陀觀音大勢至  
の三尊、今は此大日本國に肉身を現じ、勿躰なくも阿彌陀如來は假に  
女身となり、用明天皇の御妃間人皇女とあらはれ、觀世音菩薩は其腹  
間人皇女、を借り聖德太子と生れ、大勢至菩薩は太子の妃膳大娘と成

日本紀には敏達天皇の皇女菟道具銷皇女を聖德（聖德太子）如此極樂淨土より三  
尊（尊）ひこしく此日本國に出現（出現）まししく、佛法を興隆（興隆）したまひければ、津  
々浦々までも佛法繁昌（繁昌）の聖代（聖代）こはなりぬ

弘法大師弘仁元年八月十五日夜河内國磯長御廟に參籠（參籠）して、聖德  
太子の靈告（靈告）を感ぜし記文（記文）に詳（詳）なり、此事天台の舜昌法印の述懷抄  
に載せたり

聖德太子の出生

るもろも聖德太子は和國の教主（教主）なり、其廣大なる恩德は謝し難し、よ  
ろしく奉讚不退（奉讚不退）ならしむべし

太子の御父は橋豊日尊（橋豊日尊）用明母は穴太部間人皇女なり、敏達天皇即位  
元年正月朔日に出誕生（出生）せり、母間人皇女の夢に金色の僧、枕頭に來り告

けて云く、吾に救世の願あり、暫く後の胎内にやごらんご、妃の云く君  
は唯にてましますや、何處より來りたまふぞ尋ねしかば、彼僧の云  
く、我は觀世音菩薩なり、西方極樂より來るご宣ひき、妃の云く妾が腹  
は穢（穢）らはし、いかで宿し奉るべきご、僧の云く穢らはしきを厭はず  
ご、忽ち妃の口に躍り入りたまふご覺て、夢はさめたり（帝王編年紀扶桑  
畧記平氏傳水鏡）  
是より懷妊の御こころちありしが、日積月累り、開胎の日妃第内を巡り  
既の邊に至りたまふに、惱みなくして、分娩たまふ、故に其名を既戸  
皇子（皇子）といふ、成長の後、聰明叡智頗る聖德あり、曾て十人の訴を一時に  
聞きわけたまふ、故に亦の名を豐聰耳皇子（豐聰耳皇子）といふ、大に佛法を興隆し、  
亦學術技藝を勧め、國の文明を計りたまふ諡して聖德太子（聖德太子）と號す

（日本紀水鏡）

聖德太子佛舍利を投ず

太子生れたまひしより種々の奇瑞あり、直人に非ず、左の手を握りながら生れ、固くして開かず、左の乳下に付てはたらかしたまはず、是なん性來の御事なるべしと歎きしところに、其翌年二月十五日の曙に、寢所を出で日出の方に向ひ、左の拳を開き合掌して南無佛くご唱へたまふ、此時左の手中より釋迦如來の御舍利を出したまへり、今なほ大和國法隆寺第一の寶物にて、上宮院に安置し南無佛の舍利と稱す(神皇正統紀)

蘇我馬子佛法興隆を計る

爰に蘇我稻目の子、馬子も亦父の志を續ぎ、佛法を尊信するの意深し加之、皇后炊屋姫尊の伯父なるを以て、威望高く、官、大臣に列し、祿も

亦饒なり、因て聖德太子、時々馬子大臣を勸て佛法興隆の事を計たまふ、こゝに敏達天皇十三年に當り、百濟國より來る鹿深臣といへる人彌勒菩薩の石像一軀を藏し、また佐伯連も佛像一軀を有り、蘇我馬子此二軀を請け、我家の東方に一堂を建て之を安置す、此時都市に僧一人もなかりし故、鞍部村主、司馬達等、池部直、氷田等を四方につかはして僧を訪覓めしむるに、播磨國より僧に似たる人を伴ひ來る、其名を問へば高麗國より來朝せる惠便といへる僧なりき、此時國人はいまた僧の何たるを知らざる故に、かく俗に混りて時の至るを待しなり、馬子大臣之を聞き大に喜び、すなはち惠便法師を拜して師と爲す、司馬達等のむすめ島女なるものを惠便法師の弟子と爲し善信尼と名く、時に年十一歳なりし、また漢人夜菩のむすめ豊女、名を禪藏尼、錦

織壺のむすめ石女、名を慧善尼といふ、此二人を出家せしめ氷田直  
司馬達等ここに預けわきて、馬子つねに衣食を供食せり、是日本にて  
尼の權輿なり

又石川の宅にも佛殿を建立せり、是より佛法漸次に弘まる(以上日本記)  
爰に一光三尊佛は、其始め欽明帝の朝に本邦へ渡りたまへども、尾  
輿鎌子等の妨に由て難波の堀江に棄られたまひしも、ほごなくして、  
佛法再興の聖意あり、向原寺を建立し、如來を遷さしめたまひしより  
以來、今茲敏達天皇の十三年まで、三十二年間、向原寺に在せども、欽  
明帝御崩の後には、奉事の僧もなきのみならず、伽藍さへ破損しければ、  
馬子大臣之を歎き、父稻目大臣の志を續きて、向原寺を再興し、豊浦の  
郷に移し金堂講堂廻廊鐘樓又藏僧坊に至るまで、善を盡し美を盡し

て成就せり、是を豊浦寺と號す、これ本朝七堂伽藍の始めなり

大連守屋奏して佛像を破毀す

此時に方り、物部尾輿の子に守屋あり、中臣鎌子の子に勝海あり、此二  
人相計りしばし、帝に奏して佛法を廢毀んとすれども、其時を得ざり  
き、たましく、疫病流行しければ彼二氏は、時ころ至れり、大に喜び、敏  
達天皇十四年三月朔日に守屋勝海共に、奏しけるは、先考天皇より陛  
下統御の日に及んで疫病しばしは流行し國民堪へざらん、是全  
く蘇我大臣等佛法を弘むる故ならん、早く佛寺を燒き佛像をくたさ  
て、佛法の根を絶ち葉を枯すべしと、言を巧にして陳る、此時聖德太子  
御年十進み出で奏して云く、守屋勝海は因果の理を知らず、善を修して  
四歳福いたり悪を行ふて禍來るは、天地自然の理なり、今佛法を信じて病

災あるべき道理なし、古の聖人は徳を行ふて災にかつ、故に唐旱股水の如きも自ら消滅す、今の疫病も徳を以て除ふべしとて、諸惡莫作衆善奉行の佛教を勸たまふと雖も、敏達天皇佛法に御志なき故に、遂に守屋等の奏議を用て天下に佛法を禁止せしむ(日本記扶桑略 記平氏傳)

此に於て守屋勝海は、人夫數多を率ひ、同年三月六日の夜、不意に豊浦寺を襲ひ、まづ斧鉞を持って大野の丘に建たる大塔を斫倒し、手にく松明をこりて、此處彼處より燔きこぼち、猶も守屋は胡床に踞座して指揮し、金堂講堂鐘樓の別ちなく柴を積て火を放ちければ哀れなるかな堂塔伽藍は一時の煙と燃あがり、佛像經卷みな灰燼となりき、此日天に雲なくして雨ふり風ふく其景色さも怖しきことごとみなれども、守屋は被雨衣して少もひるまず、馬子大臣と惠便法師を罵り辱め

猶も佐伯造御室を遣して、馬子が庇保る三人の尼を搦め捕へしむるに勅命なりといへる故に、馬子敢て詔に背かず惻み憐れくといへども、是非に及ばず啼く泣く尼等を喚び出して、佐伯造にわたしければ有司あじきなくも、二衣を褫取り海石榴市の亭に禁錮き楚撻たしむ

(日本紀)

佛像再び難波の堀江に沈む

爰に三尊佛は炎の中に在せども、尊容少しも燬損たまはず、嚴然たること故の如し、守屋大に怒て云く、曩に吾父、寺を燒きしときも此像は燒けざる故に、深き淵には棄たりけるも、其時いかにもして此佛像を摧破なば、斯く再び佛法は興るまじきなり、詮するところ今度は此像を鑄潰して、湯となし水となして佛法の根元を失ふに如すと、庭前

に大なる輅輜を搆へ數多の人夫を召寄せ、七日七夜吹立れども闇浮檀金の御肌は色たにも變らず、相好圓滿の御姿には光明ますく、輝きたまへり、守屋之を見て大にあせり、輅輜に鎔解ずば鐵盤にて打潰せよとて、猶も人數を増し彼三尊の佛像を鐵盤の上のせ、鎚を打て打破しむるに、鎚は却て碎け盤は微塵に裂たれども、如來の尊像はいさゝかも損じたまはず、さしもの守屋も力つきて、佛像を手にこり見るに、如來の御身は人肌に觸るゝが如く温にてぞ在しける、守屋あきれ果て、金佛に「ホトホリケ」のあるは眞に生身にてありけるにや、こは恐しの像なりと、其時佛を「ホトホリケ」といふを畧して「ホトケ」といひ佛の字の和訓に「ホトケ」といひ付たり、守屋は佛像に「ホトホリケ」あるを怖れて、再び難波の堀江の淵底にぞ沈めける

蘇我氏信佛の特許を得たり

此年十四年 敏達天皇 三月拜佛禁止の令出てより、佛法頓に閉塞す、ここに六月に至り、蘇我馬子奏請して云く臣が病久しく愈へず、佛力に依らずんば全快すべきこと難しとて、頻りに佛法再興のこを請ふ、帝詔して宣く、汝一人微に佛を禮拜すべし、謹で人を勧るること勿れとて、曩に守屋が囚へ置たる三人の尼を放ち還さしむ、馬子大に喜びまた新に精舎を立て尼僧を此に住せしめ之を供養せり（日本紀）

馬子大臣佛法再興を計る爲め、かく奏しけれども、一人の私拜を許されしのみなれば、他は一人も信するものなき故に、難波の淵より佛像を取り上ぐることもならず、傷哉、佛躰は猶今年より十八年間水底に沈み居ます



用明天皇

敏達天皇は守屋の議を容れ、佛法を破却せしめたりしか此時に屬り瘡を發して遂に八月十五日崩じたまふ、遺詔により聖德太子の父橘豊日尊を即位せしむ、同年九月五日、橘豊日尊大和國十市郡磐余池邊雙槻宮に於て、天日嗣の位に即きたまふ是を用明天皇と爲す(日本紀)聖德太子、父帝を相し奉りて云く、聖壽殊の外に短く見へさせたまへり政をすなほにしまふべし(扶桑略記)用明天皇は天性仁慈、厚く佛道を信じ神道を尊びたまふ(日本紀)然るに帝の弟穴穗部皇子は稟性姦邪にして、敏達天皇崩じたまひて後は、兄君用明天皇を超て天位に登らんこの野心敏達天皇十四年の紀に見たりを挟み守屋と謀り亂を爲んごす、斯る危き時なれば、朝野舉て帝の萬歳を祈り奉り

けるに、其甲斐もなく、御位に在すこと纔に二年にして、疾に就せたまひければ、聖德太子は父帝不豫の初めより片時も離れたまはず、晝夜御枕の下にありて、御看病まします、又太子御装束の上に廿五條の袈裟を着け、手に柄香爐を擎て東方に向ひ、藥師如來へ父帝御平愈の祈念を凝し、御顔に涙をうらぎ、聲をあけて悲歎したもふ現況、人みな感泣せざるはなかりき(日本紀帝王編)後の日太子大和國平群郡班鳩里に法隆寺を建て、藥師如來を本尊としたまふは、此時の御願を果したもふなり

斯て用明天皇御惱れもらせられて後ち、群臣を召て宣ひけるは、朕いま佛法僧の三寶に歸依せんご欲ふ早く僧を迎へ來るべしご、此時物部守屋中臣勝海進み出で云く何ぞ日本の神祇をさしたきて異國の佛

法を信じたもふべきと、遮りける。蘇我馬子の云く、帝御最後の勅命いかぞか違き奉るべきとて、皇帝皇子と相議り、豊國法師を内裡に召れり(日本紀帝王編年紀)

然して用明帝は、四月九日に至り御惱漸く重らせらるゝと見へさせたまふこき、鞍部多須奈(司馬達等の子なり)御枕の下に侍りて奏すらく臣、天皇の御爲に佛像を造り寺塔を建て、臣も亦出家して永く御菩提を吊ひ奉らんご上申げければ、帝大に喜びたまひ、其日の黄昏に崩じたまへり、聖德太子は慟哭し氣絶したまふここの數回なりしごぞ、其年金剛寺を創して帝の冥福を祈りたまふ、今いふ南淵の坂田寺是なり

(日本紀帝王編年紀)

多須奈は崇峻天皇の三年に出家薙髮して德濟法師と號す、是本邦人

僧となるの初めなり

守屋の異志表見す

用明帝の大漸に臨み召に依て豊國法師は參内し將に大殿に登らんごせし時、守屋座を立ちて此僧を邪睨つけて大に怒る、群臣各聲を潜めて云ふ、守屋竊に穴穗部皇子に與して異圖ありと聞く、今日守屋のふるまひ、全く違勅蔑君の意顯然たり、早く後患を除くに若かず、今日兵を彼が歸路に伏て、其不意を討へしご、群臣一同其手合をぞ定めらる、爰に押坂部史毛屎なるもの之を聞き以て守屋に耳語ければ、守屋大に驚きごるものもごりあへず、禁中を忍び出で吾家へも歸り得ず、直に河内國阿都の別莊へぞ籠りける

されば守屋は阿都の別莊に引籠り一族を集め兵を構ふ、中臣勝海も

我家に在て密に應援を計る、しかのみならず彦人皇子と竹田皇子との人形を作て之を咒咀す(日本紀)此二皇子は敏達天皇の御子にて、天位にも立たもふべき器宇まします、殊に彦人皇子は、既に用明天皇の東宮にて在せは、かく咒咀し奉りしなり、此時聖德太子は御年僅に十六歳にて皇位に登りたもふべき心遣もなき故に、咒咀も爲さるるなり、守屋勝海の目的は、聖德太子にあらずして、用明帝を廢して、穴穗部皇子を立んごするに在り(書記通證)

中臣勝海天誅に伏す

中臣勝海つらく思へらく、守屋は天晴の勇將なれども余を除て他に彼に應援し力を致すものなし而して彼既に朝敵の名を負しかば、早晚官軍の討伐あるべし、余は陽りて太子彦人皇子に降り、以て後の

圖を爲んものを、夜竊に水派の宮に至り、彦人皇子に謝て云く、臣素より異圖あるには非れども、守屋に誘れ彼に與し今にして悔ゆ、願くは皇太子の仁慈を以て、臣が罪を宥したまへと、語を巧にし哀を乞ふ、太子を始め左右の人みな其欺んごするを知る、然れども今用明天皇の御惱も重く在す節なるに帝都穩かならずこの事、若し叡聞に達しなば、御惱の上に叡慮を煩し、玉體いよく危かるべしとて勝海が請を許したまひければ、勝海は雀躍して喜び、宮を辭し歸る、爰に迹見亦檣、ろの皇太子を欺くを憤り、彼の宮を退くを待ち上申して云く、勝海曩には皇太子を咒咀し、而して事の成らざるに及んで、復た皇太子を欺く、罪是より大なるはなし、今にして後患を艾除すべしと、直ま大刀を携て勝海を追ふ勝海は三四の奴輩を率て除に歸る、野路にして、

後ろより呼ぶものあり、顧れば名に負ふ迹見赤檮なり、こは何事ぞ問ふ間もなく、赤檮は大刀を眞向にかざし、勝海の頭上より胴中まで唯一刀に斫はなしたり(日本紀)

穴穂部皇子害せらる

爰に守屋は、勝海の誅せられたるを聞き、大に歎息して云く、所願を果る能はずこ、是に於て物部八坂と、大市造小坂と漆部造兄この三人を使こして、蘇我馬子大臣に偽り言さしめて云く、不肖、異圖あるに非ざれども、群臣誣るに朝敵を以てし、漫りに討伐を加へんこす、故に敢て別墅に引き以て虚實を糺されんことを待つ、冀くは大臣群僚を諭して和睦せられんことを、實しやかに陳べしむ、馬子大臣の猾慧争でか守屋に欺かるべき、なれども快く答て使を返しける、然るに守屋

曾て穴穂部皇子に黨して異圖あること、滿朝の人知らざるなし、故に和を講もの一人もなし、此に於てや、守屋また一計をめぐらし、密に使を馳せ穴穂部皇子を迎へて兵を舉んこす是時、用明帝既に崩じ、東宮彦人皇子尋で薨れたまひて、皇嗣いまた定らざるを以てなり、然るに陰謀忽ち露る、蘇我馬子等炊屋姫尊の詔を奉て、同年六月七日の、夜佐伯連丹經手、土師連磐村、的臣眞嚙の三人を遣し、穴穂部皇子の宮を圍み皇子を害す、其夜宅部皇子もたなしく誅れぬ、これ穴穂部皇子に黨せるを以てなり、是よりさき聖德太子馬子大臣に諭して云く、此二皇子は共に天皇の天倫なり、若し之を害さば其罪輕からずこ、馬子従はずして云く、大義には親を滅すこ、太子歎じて云く、嗚呼馬子因果を知らずこ、御涙にくれさせたまひき(日本紀、扶桑略記)

守屋兵を構ふ

ここに守屋は、穴穂部皇子害せられしを聞き驚いて云く、王師の來るは旦夕に逼れり、急ぎ城郭を固め兵食を備へざるべからずと、阿都の別莊に櫓を設け楯をならべ、又新に稻村の城を築き、已が一族と奴輩を率て阿都稻村の兩城に立籠り、攝津河内の兇賊を嘯集め、官軍の來るを今や遅しと待受けたり

官軍物部守屋を討伐す

守屋が城廓は帝都を距ること僅に十里にみたす、加之大敵蕭牆の内に起れば、皇室の危きこと薄氷を履むが如し、故に蘇我馬子、諸皇子と群臣を勤めて、物部守屋を誅伐の舉あり、此時用明天皇既に崩たまひて、崇峻天皇いまた立たまはず、天位空虚なりければ、敏達天皇の皇后

炊屋姫尊の命を奉るごいへごも、馬子權を専らにする故に、諸皇子の中、泊瀨部皇子後に崇峻を推て大將と爲し、竹田皇子難波皇子春日皇子、臣下には蘇我馬子大臣、紀臣麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀陀夫葛城臣烏那羅、共に諸軍を率ひて、六月晦日、大和の都を發し平群谷の山中にて隊を勒へ、部署して進軍し、生駒山を越て黄昏に河内國澁川に至り、守屋か陣を壓して軍す、此時聖德太子は父帝用明天皇の喪に居たまへごも、止を得ず涙を揮て殯宮を出で、軍後に從ひたまへり、時に御年十六、束髮於額の姿にて馬に召され、秦川勝迹見赤檮は、右左に附添へり、又一手は大伴連嚙阿部臣人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣侶觸等軍を督し都を發し、河内の國府を廻り志紀郡の巽より守屋か城を左に見て攝津の難波に陣す

七月朔日官軍阿都稻村の兩城に押寄せ戦ひける、然るに賊軍は多勢に官軍は少數なりければ、此日二回の合戦に官軍始終敗北す、明れば七月二日卯の一天に總大將泊瀬部皇子、自ら陣頭に立ち宣言して云く、我諸軍皇家の威を負ひ不臣を討つ、而して連戦連敗、吾輩手足を措く處を知らず、願くば前の耻を雪ぎ以て治亂を今日の一戦に決せんことを、諸士勉めよとて、衆に先んじて進みたまへば、諸軍各我後れじと呐喊して逼り戦へども、城固くして抜けず官軍復も敗走す

聖德太子難を棕樹に免る

此日聖德太子は賊に圍れ殆ど危く見へければ、秦川勝勇を奮ひ一方を切破り、太子を出し奉れども、從者みな失せて川勝と舍人鍛師丸とのみ附副ひ奉る、太子馬に鞭ち東北方を指て遁げたまふに、守屋遙に

太子を見て云く、彼は厩戸皇子なるぞと、急ぎ追はしむ、太子逃るゝ處なし、遙に棕樹一株あるを見て、彼樹下に至り馬より下り棕樹に向ひて云く、汝棕樹よ若し意あらば、乞ふ吾を救けよと、語いまだ終らざるに棕樹忽ち左右に裂け開く、樹心空洞なり、太子川勝と共に此洞に入りたまふに、樹復た合て太子をかくし奉る、舍人は馬を牽き北に遁る、賊兵追ひ來り云く、正しく此に隠れたりと、枝を攀ち根を穿ち搜索ども見へざれば、奇異の思ひを爲して去りにけり、斯て棕樹再び裂け開く太子出で云く、吾舊身は守屋に滅ぼされ、今復た新に棕樹より産出されしなり、吾必ず寺塔を建て此恩を報ずべしとて、此樹を指して大悲の母なりといへり、翌年此地に大聖將軍寺を建立し、自ら昨年の自像(十六歳の像)を彫み自身の頭髮を切て自像の頭に植たまふ故に是

を植髮の太子といふ、本堂を棕樹に對はしめ、此樹に助けられし恩を報せられしなり

聖徳太子四天王の像を作りて護りを乞ふ

斯て太子難を棕樹に避け、而して諸軍を會して云く、彼衆我寡われの敗を取るはもごより其理なり、護世四天王の冥助を乞ふに非ずは彼兇徒を伏するの期あるべからず衆よろしく四天王の冥助を祈るべし、即ち秦川勝に命じて御衣木を採らしむ、川勝一株を採り來る即ち白膠の木なり、一名將軍木俗にカツノ木といふ、太子大いに喜び蘇我大臣以下諸將に命じて、四天王の小像長ケ三寸四十八軀を彫ましむ、太子其像を石上に置き自ら開眼供養して云く、願くば四天王佛法護持の意あらは、明日の戦ひに敵を降伏せしめたまへ、佛敵平定の後は寺塔を建て以て四

天王の恩に報ゆへしと衆をして各自に此像を頂髮に納めしむ、紀日本、頼聚國史、扶桑畧記)

聖徳太子信貴山に登り毘沙門天王に謁す

聖徳太子なほ思ふ仔細ありければ、大和國信貴山に登り八分に至るに岩窟の中に石の漢櫃あり、是に自然の文字あり曰く、毘沙門天威徳妙藏と太子云く、吾朝いまだ佛法弘らざるに、疾く毘沙門天王此地に隆臨ましますことを信すべし、貴ぶべしと、丹誠を抽んで祈念したまふに、毘沙門天王石櫃の上に現れ太子に告て曰く、吾儔往昔釋迦如來の附屬を承けて此界の佛法を守護す、破邪顯正の善願豈隨喜せざらんや、明日の戦には必ず四天王の神力を以て、たやすく敵を降伏せしむべしと懇に御約束ありて、忽ち御姿は見失ひぬ、乃ち信貴山を下り

たまふに、路傍に一童女あり手に六目の鏑箭を携へ、太子に對ふて云く、吾は當山毘沙門天王の使なり、此箭は護世四天王より守屋降伏の爲めに與へたまふごころなりと、太子に授け奉りて、童女は失せにけり（信貴山縁起）

## 物部守屋誅に伏す

明れは七月三日卯の一天に諸隊を部署し、既に造りし四天王の像を部將に頒ち、各其鬚に納めさせ、聖徳太子は赤き御衣の上に物具を着し梓の眞弓の眞中を握り、十四刺たる壺箠箆高に負ひなし栗毛の駒にぞ乗らせらる、かくて諸軍同時に攻寄るを、敵軍には連戦連勝にほこりたれば、唯一捻みに撃散さんご阿都稻村の兩城より驅出し、數多の諸軍を一手に備へ、魚鱗につらなりて鉾の如くに當り、鶴翼にひら

きて環の如くに包み、寄手の官軍を中にこめ、四方八表より攻立ける、官軍も今日を限りの戦ひなれば、射れごも斫れごも事ごもせず喚き叫んで攻戦ふ、此時太子は秦川勝迹見赤檣を左右に召し具し、濠際まで押寄たまふ、守屋は城中の榎に造り懸けたる高檣より之を見下し、太子を目掛けて八目の鏑箭を發しける、太子は悠然其箭の至るを待ち右の鏑を揚げて蹴落したまひ、御手に持てる梓の直弓を迹見赤檣に授け、今朝四天王より授りし六目の鏑箭を以て射さしめたまふ、赤檣は命を奉て彼の御弓に件の矢をつがへ、高聲によばはりけるは、此矢は迹見赤檣の射る矢に非ず、忝くも護世護國の四天王、朝敵退治の爲めに射さしめたまふごころなるぞこいふ聲ごひこしく切て放てば誤たず守屋が胸板を貫きける、さしもに猛き守屋も何かは以て



堪るべき、其儘櫓より眞逆まに墜たり、其時川勝走り至り、守屋が首を斬り太刀先に貫き、衆にかざしけり(日本紀帝王編年紀水鏡)守屋今年三十六歳にしてあへなくも劍戟の下に命を殞す、是なん自業自得の現罰なり、水鏡に云く、聖德太子の御力にあらざりせば、守屋が邪見にぞ此國の人は従ひ侍らまし云々

四天王寺を創建す

元患の守屋既に誅に伏し、屬類或は降り或は逃匿れ、世波穩になりければ勅して攝津國難波今の大坂に四天王寺を創建し、守屋討伐の御願を果したまふ(日本紀)本尊には百濟國より献せし金銅二臂の如意輪觀世音菩薩を安置し、脇侍には新に四天王の像を彫み、曇に造れる四十八軀の四天王の像を各十二體づゝ胎籠に造りて之を安め、又守屋の領

地を頒ち田一萬頃を迹見赤檣に賜り、其他は悉く此寺に納附し、施樂院療病院悲田院敬田院の四院を建て、普く天下の貧人を救濟せしむ、施樂院は藥を施し、療病院は病者を看護す、悲田院は無怙の貧人を救養ひ、敬田院には佛像經卷を安置して、前者を吊ひ後者を導くところなり、是を四天王寺の四個院といふ(今猶存するは敬田院のみなり)然り而して、守屋が眷屬を尋ね出し此寺の永奴を爲して、厚く扶持をぞ賜りける(本願)守屋の子孫從類を搜索し都合二百七十二人(内男百六十三人内女百十三人)各四天王に撫育せらる(太子傳)釋迦如來、長壽王經に以德報怨を説けるは蓋し是の謂れなり

聖德太子難波の堀江に至り如來に謁す

斯て亂平ぎ、一天風息み四海波靜になりければ、聖德太子は取敢ず難

波の堀江に至り、香を焼き花を供へて、四年前守屋が水底に沈め奉りし、一光二尊の如來を禮して云く、逆臣守屋既に誅に伏し、今は佛法弘通の時至れり、大悲の誓願空しからずは、願くは早く都に還らせたまへご懇禱ありければ、如來忽ち水面に浮び出たまひ、太子に告げて宣は、善哉汝、衆生を饒益するの心を以て、吾を懇請といへごも、吾は此水底に在て待べきものありと、再び水底に沈ませければ、太子も今は爲んかたなしとて、誦經念佛して王宮に還らせける、慈悲廣大の佛勅といひ、權化清淨の振舞といひ、是といひ彼といひ、語るに詞なく筆するに盡しかたし、只仰て信ずべしと、見聞の輩みなく、隨喜感信せり

蓋し如來の待べきものは、今より十六年を経て、本多善光の來るを

指したまふらん

本多善光佛像を奉じて歸る

古天皇即位十年に信濃の國司交代の期に當り、前任の國司京に歸る其頃同國伊那郡麻績郷宇沼里に若麻績東人(後に法名を善光といふ、譽田の里に嚴堂を建る故に譽田の善光と稱す(善光寺本)後世譽田を本田又は本多の字に作る、今は世人の稱するに從ひて本多善光と書す以下之に倣ふ)とて貧き人ありき、天性正直にて賢者の徳ある故に、かねて國司某の寵愛淺からず、此度の歸京にも、道すがらのことを托せ大和の帝都まで召し伴ひける、善光思へらく、吾信濃の僻地に生れ、朝夕の生計に違なき身なれば、わざく都に登らんこそ思ひも寄らず、今を幸に勝地を巡覽らんこ

て推古帝の十年四月八日、旭の將に東山に登らんとする時、大和國高市郡飛鳥川なる難波の堀江の塘を過るに水中に聲ありて、呼ぶものあり、善光怪み願れば忽ち水中より光りもの飛出で、善光の背に負れける善光驚き打拂ひて逃んさせし時、妙なる御聲にて、汝怖るゝこと勿れ吾は極樂の主阿彌陀如來なり、汝むかし天竺に在て月蓋長者と申せし時釋迦彌陀二尊の光明によりて、吾此像を寫せしより、今に至るまで一千有餘年汝或は、國王大臣となり、或は長者居士となりて、生々世々吾を供養せしなり、然るに今吾此邦に來て、衆生を濟度せんこと依て汝も亦此國に生れ來て、吾化縁を助くるなり、汝か本國信濃は吾有縁の地なり、汝吾を負ひ歸るべしと告げたまひければ、善光之を聞て宿善直ちに開け信心徹底して、歡喜の涙に咽びける、併ら此如

來は世に隠れなき靈像にて、先年厩戸皇子も、親く迎へ奉られしかども、如來堀江を出させたまはぬことを曾て承り傳へたれば、いかに如來の教命なればとて、吾一存に計ひ難しと、禁裡へ事の仔細を訴へければ朝廷より、汝は此如來に因縁深き故ならん、佛の告に任せ信濃に遷し奉るべしと、勅許せられたり、是に於て善光、一光三尊の靈像を負ひ奉り、本國信濃に歸へる、此時推古帝は巨勢秦大夫をして、如來を信乃國に奉送せしめたまへり(扶桑略記)路次の宿々敢て背をはなさず國々の司々このことを聞て、宿ここに田をゆるされたり(伊呂波田をゆるすはりの旅館へは其年の買をゆるされしなり)

如來善光の妻に事縁を告ぐ

而して善光、如來を供奉して我家にかへり、彼難波の堀江にて如來の

告させたまふ前世の因縁を、妻屋與比に物語しけるに、妻はいご疑ひを起し、金佛のものいひたまふここかへすくも訝し、如來の現り告げさせたまふここならば妾にも其證を見せたまへと申しける、其時如來光明を放ちて照し、其光明の中に於て昔し天竺にて月蓋長者たりし時、三尊佛出現の因縁其後百濟國に移り、竟に日本に來りましますここまでを悉く現じて示したまひければ、屋與比も疑ひ晴て、共に信心を起しける然るに善光は素より貧困の人なる故に、かりうめにも如來を安くへき設けなし、幸に新なる春日のありければ、まづそれを西の廂のもこに居て其上に安置し奉りけり（今善光寺に秘藏せる光中感見傳といふものは此時善光の記し置きたるものなりこそ）

善光如來の本堂を建る

善光夫妻は如來に給仕怠らざりしも、善光謂く如來は唐土天竺にも雙びなき靈像にて、殊に吾日本にては佛法最初の本尊なれば、斯く吾等と同居せんここ藝瀆の恐れありと、常にわづらひ居たりしかば、或時如來の御告に

われれもふ人たにあらば柴の戸の

しづがふせ家も苦しこは見ず

と詠じたまふ、これ善光が恐るゝ心を安めんためなりければ、善光はいよく尊崇のこころ深く、如來はかく仰せたまふこも、なごて此埴生の小屋不淨の荒屋に同居し奉るべき、願は別に清淨の家を造りて遷し奉らばやとて、村民に助力を乞ひ、小き御堂を建て、三尊佛を遷し奉り、日來の願望成就せり、其夜は喜しさに目を合さず、明るを待

て御堂に入り見るに、こはろもいかに如來は居まさず、驚き歸り吾家  
 を見れば、元の如く西の廂の白の上に立たせたまふ(伊呂波)善光はい  
 よく御堂を清め再び如來を遷し奉るに、また翌朝ははや善光の家  
 に歸り居たまふ、此の如くに爲すこと凡ろ三度に及びければ、人々奇  
 異の思ひを爲しにけり、是に於て善光、如來の御前に出で申しける  
 は、我等の棲みはへる處は、朝夕の不淨もありて、恐れ多く存する故に、  
 新に御堂を建て遷し奉れば、其處に居たまはずして、此元屋に歸りた  
 まふはいかなる御意にてましますや、こつぶやさける、然るに其夜善  
 光か夢に如來告げて宣はく、我衆生の爲に正覺を成せしこと年す  
 に久し、今七寶莊嚴の臺をすて、八苦充滿の境に來りしは、たゞ稱念  
 の行者に近かん爲ぞかし(觀無量壽經に常)玉の臺のてりかがやくも、念

佛の聲なき處には住むにもうし、假令不淨の屋漏も我名稱ふる人  
 あらば、聲を尋て來るべし、吾は西廂にありて東に向ふ、汝は東に在て  
 西に向ひ常に心を西方に傾けよと、示したまへり、善光を始め此事を  
 聞く人々はみな涙を流し、いよく信心をぞ増にける

如來光明を放て燈火に點す

斯て善光は件の貧困者なる故、或時油の料に事欠きて、燈明を燃さざ  
 りしかば、其夜三尊佛光明を放て家の中を照したまふに晝の如し、善  
 光ありがたき身にあまりて云く、曾て聞く佛の光明を見奉れば、三惡  
 道の衆生も苦患を免るゝと、願くは此光明永く吾燈明に移りたまは  
 ば、數多の人々利益を蒙るべしと、其聲に應じて如來の光明、忽ち燈明  
 皿にうつりたまふ、爾來一千有餘年消ることなし、今善光寺如來前の

常燈明これなり

一見常燈明

永離三惡道

何況持香油

決定生極樂

如來水内郡に移る

去るほごに如來伊奈郡に在すこと既に四十一年を経ぬ、頃は皇極天皇即位元年に至り、如來、善光に告げたまふは、水内郡芋井郷に吾を遷すべし、今より後は彼地に利生の筵を開くべしと、乃ち其所に草堂を建て、如來を移し奉る、是今の善光寺なり、伊奈郡の舊地は今の坐光寺村元善光寺是なり

本多善佐の蘇生

其翌年に至り善光の一子、若麻績佐留後に法名善佐、させる病もなく

して、頓に息絶へ命葉忽ち散りぬ、善光夫妻は歎きの餘り如來にかこちけるは、吾等は齡すでに傾きて、幾程もなき身なれば、長男をこゝろ如來に仕へさせ侍らんと思ひつるに、いかに老少不定の世なればとて、佛力にて長男の命を延したまはざるやと、無下に如來を怨み奉りければ、其時如來光明を赫奕と放ちたまひしが、忽ち尊容は消失せたまひけり、稍頃刻ありて善佐蘇生し如來も還らせたまひければ、善光夫妻の喜ひかぎりなかりき

善光寺建立の勅願

爰に皇朝三十五代の天津日嗣を承けさせたまひたる、皇極天皇は深く此如來を敬信したまひ、善光善佐を召し一光三尊佛の御爲め伽藍造營の勅願を下し、甲斐信濃兩國の貢を賜ひて、造營の資に充てしむ、

善光善佐は歡天喜地拜請して闕を辭し歸途に就く、初め我家を出し  
ごきは見る影もなき發裝なるに、歸途には伽藍造營の修理職となり  
數十人の奴僕を具れ錦袖をつらね本國信濃に歸り、幾程もなく、水内  
郡長野の里に大伽藍を建立し、善光の名を寺號にこりて善光寺の勅  
額を賜りけり、是より一光三尊の利生、一天四海に輝き、西蕃異域の人  
までも善光寺の靈場たることを知れり、  
此寺の四門にをのく寺號あり

- 東 定額山善光寺
- 西 不捨山淨土寺
- 南 南命山無量壽寺
- 北 北空山雲上寺

昔時は本堂東面なり故に四門の額かくのこし、然るに元祿十三年  
火災の後其方向を改めて南面と爲すに由て今は善光寺の額を南門  
に掲ぐ

如來の閉龕

抑當初推古天皇即位十年に、如來、信濃國に下りたまひてより、五十  
四年の間は、宮殿に戸張もなく、御容あらはに拜まれたまへり、然るに  
孝徳天皇の白雉五年に、如來の告げに依て寶龕を作り、錦張を垂て、  
永く秘佛と爲し奉る、是しかしながら如來深重の大悲方便なるべし、  
爾來本佛の尊容を拜することを得ざるも、其徳光は遐邇に輝き、諸國  
より參拜するもの年を逐て繁盛なり

然るに元祿初年の頃より、世間の風説に云く、善光寺如來あることな

しこ、此説年を超て猶息まず、本寺に參詣する人の漸く減少せしも、素より秘封なれば、如來の在否を檢ること能はず、之に依て幕府に訴へしかば、檢使及び東叡山よりも檢僧至り、一山の僧衆相會して元祿五年十二月十四日巳刻より未刻まで、秘鍵を披き綾錦七重の中より、本佛を出し奉れば、光明赫奕として堂内を照し異香馥郁たり、蓋し千有餘年閉龕の秘佛なれば、有無の疑ひある衆生の爲め、結縁利生の御計ひなるべしと皆々感歎頂禮し奉りぬ

善光寺如來の動座

當寺本尊一光三尊の如來は、欽明天皇即位十三年十月に、百濟國より入朝ありしかば、蘇我稻目小墾田の家に之を請し、又向原寺を營して之に移す

同年の冬、物部尾輿等難波の堀江に沈む、幾くもなくして欽明帝之を迎へて蘇我氏をして、向原寺を再興し安置せしむ、又豊浦寺を建て之に遷し奉る此間凡う三十三年なり

敏達天皇即位十四年三月物部守屋中臣勝海等、再び如來を難波の堀江に投ず、如來水底に在すこと十八年なり

推古天皇即位十年四月信濃國伊那郡麻績郷本多善光の家に遷り此に居たまふこと四十一年なり

皇極天皇即位元年に至り同國水内郡芋井郷長野里今の地に移らせらる

弘治二年武田信玄如來を甲斐國府中に遷し新善光寺を建つ、天正十二年織田信長これを美濃國岐阜に遷す同年織田信雄之を尾張國甚目



寺に遷す、同年徳川家康之を遠江國濱松鴨居寺に遷す、天正十一年再  
ひ新善光寺に遷す、慶長二年七月豊臣秀吉之を京都方廣寺に遷す、爰  
に於て本佛の動座したまふこと前後四十餘年にして慶長三年八月本  
地に復座せしむ  
爾來時勢の變遷、數度の回祿に遭ふも、寺基を他に移すことなく、また  
如來を他に動座せしことなし

現今の本堂

當山は皇極天皇勅願建立以後舞馬の變に遭ひ、堂宇烏有に屬せしこ  
と既に十有一回なり、元祿十三年の炎に罹るに及び官に請ひ、佛輿を  
奉じて諸州を勸進し、四衆の淨財を得て之が資に充て、松代城主伊豆  
守眞田信房、幕府の命を承けて之か工事を監督し、寶永四年に竣功落

成せしもの今の本堂是なり

本堂 高十丈

南北二十九間三尺八寸四分  
東西十五間

山門 高六丈六尺七分

桁行十一間二尺三寸  
梁間四間三尺四寸

(寛延三年の築造)

二王門 高五丈二尺

桁行六間四尺六寸  
梁間四間二尺四分

(明治廿五年燒失)

其規模の宏潤なる其建造の壯麗なる、他に其比を見ざるごころなり

開帳佛

推古天皇十年に如來信濃國に下りたまひてより五十餘年間は、官殿  
に戸帳なく、尊容あらはに拜れたまへり然るに孝徳天皇の白雉五年  
に如來の告げに依て、寶龕を作り錦帳を垂て、永く秘佛となし奉りけ  
れば諸人親く尊容を拜するを得ず、是に於て、善光、本佛の眞容に照し  
て、別に一像を造る是を開帳佛と爲す、所謂前立本尊にして平常は秘

封を爲し別當大歡進の内佛殿に安置し、別時開張のとき本堂に奉じて之を啓龕き拜觀せしむ

七十六

十夜佛

阿彌陀如來の立像御長八寸二分、元祿五年九月、柳澤出羽守保明の寄納する所なり、平日は瑠璃壇上に安置し毎年十月五日より十五日に至る十日十夜法會の際、之を諸人に拜禮せしむ

御印文

本師如來牛王寶印、白雉五年正月七日、本尊如來の靈告に由て、壇上に出現し、善光感得するところなり、此印文毎年一月七日より十五日まで、及び別時開帳の時、衆庶に之を頂戴せしめ以て、利生の結縁と爲す、平常は別當大歡進内佛殿に開帳佛と同一安置せり

戒壇

當山の戒壇は弘仁六年傳教大師登山して之を創設す、廻るものは稜苦與樂の結縁を得るを爲し衆庶の參入を許す、是を戒壇めぐりといふ

開基の影像

當寺開基善光善佐によび屋與比女の木像を本堂の正面に安置す、蓋し此三軀を正中より東へかけて安置し、本尊の如來を西廂に安置するものは、始め如來善光の家、西廂に立ち告げて宣はく、吾は西廂にありて東に向ふ、汝は東にありて西に向ひ、常に心を西方に傾げよと示したまひし、先蹤なりとかや

善光寺の管守

七十七

當寺は天台淨土兩宗并立にして、二個の寺院之を管掌守護し三十九個の塔中ありて如來に奉仕供養の事に任ず

一を大勸進といふ天台宗に屬す、善光寺別當職にして毎日瑠璃壇(本佛奉)に入り御戸の開閉を爲す、塔中の内二十院衆徒と稱す五坊妻戸と稱すみな之に隸す

一を大本願といひ尼寺にして淨土宗に屬し善光寺寺務職と稱す、塔中の内十四坊中衆と稱す之に隸す

凡る二六時中の勤行、嚴かに、供養禮拜の恭敬、懇ろなれば、來詣の諸人隨喜敬信せざるはなし

善光寺造營の奇瑞

當山の堂宇、祝融の災に罹りしこと數回なるが、其再建の都度、種々不

思議あり、土石を運搬び竹木を引き、或は深山幽谷に在る木材の、誰運ふものなくて、造營の場に集り來ることあり、或は一人の番匠來りて、御堂を造り落成の日、其行方を知らずなりにけるあり、傳へ云ふ、彌勒菩薩の化身なりと、又東福寺虎關禪師の濟北集に、善光寺無量壽殿飛柱記といへる一編あり、是は正和三年再建の時の事を記したるものなり

抑善光寺は末世有縁の阿彌陀如來の止住したもふ道場なれば、豈に諸天善神の之を守護したまふことなからんや

高僧善光寺に詣す

善光寺如來は本朝最初の尊像にして、其靈蹟他に比類なければ、諸宗の祖師、世々の高僧みな此寺に詣せざるはなし、中にも

傳教大師は弘仁六年に發山して修正會を創む

慈覺大師は仁壽三年に來りて法花常行の兩三昧堂を建つ

弘法大師は善光寺の額を書して納む

書寫山の性空上人は毎朝の法花讀誦を勸發す

圓光大師は正治元年登山の日、自身に等しき像を彫刻みて、之を納め

以て常隨給仕の意を表す

見真大師は建曆二年一百日參籠の日、朝日山の松を採て供ふ、今も猶

本堂の大花瓶に朝日山の松を挿む、是を親鸞松といふ

三輪の時丸

正暦年間の事こかや、大和國三輪里に、時丸といふものあり、させる病なくして頓死し、獄卒に引れて閻魔王の廳に至り、調べをうけて、將に

湯鑊に投せられんとする時、虚空より大光明を放ち、赫奕たる中に微

妙の聲ありて、日本大乘界、本師如來前、一步清淨地、皆往安樂國と告

げたまふ(此人は善光寺に歩を運ひ一光三尊佛)閻王之を聞て、いご不審に思

ひ冥官に命じて檢考しむるに、時丸一度も善光寺へ詣でたることな

しこはいかにご暫し思案の躰なる故、時丸恐れながらいふやう吾大

和國に生れて隣國たにも行しことなし、然れども、吾母は越後の産な

れば、其故郷へ往返の路次、善光寺如來前へ詣でつるが、其時吾は母に

懷妊せられ居たりと、母毎に語りぬ、善光寺如來の大慈大悲、かゝる小

事の結縁も捨たまはぬにやと申しければ、閻王座を立て時丸を禮し、

ろのまゝ娑婆に返しぬ、時丸甦て後ち信州に至り、如來の御慈悲を感

謝し、近き邊に庵を結ひ、如來に給仕しつゝ目出度往生を遂にけり、今

の三輪村三輪山時丸寺は其蹟なり

牛に牽れて善光寺詣で

昔し當國小縣郡に心さがなき老婆あり、曾て佛法を信ぜざりき、或朝手織の布を日に晒したけるに、何處よりか牛一つ出來て其角に布を引かけて行ける故に、老婆はいたく腹たちにくきものかな其布を盗みて何にするぞと、牛を追ひ行たりしに、牛も疾く走りて此善光寺の御堂にぞ驅入にける、老婆も續きて入り見るに、牛はかき消すやうに見へずなりぬ、時に日は既に暮しかど、如來の光明は赫奕として、さなから晝の如くにて、彼の牛の涎りやかて、文字のやうにぞ見へける、其文字を讀み見れば

うしこのみ思ひはなちう此みちに

なれをみちびくたのかこころを

さなんありける、老婆は忽ち悪き心をひるかへし、菩提心を起しぬ、其夜は佛の御名を稱へつゝあり、彼布の行衛を尋るこころはなくて家に歸りぬ、かくて後にあたりの觀音堂へ詣でつるに彼布は本尊觀世音菩薩の首にかけたまひければ、老婆はいよく善光寺如來を尊信し奉り目出度往生を遂し、其は今に布引の觀音にてたはするなり、是を世に牛に引れて善光寺詣でこは語り傳へしなり

●善光寺如來御詠歌

- 一 番 うづもれてなんばの池のみた如來せかいこがれてほんだよしみつ
- 二 番 こゝろこそくにはくなの、善光寺うすへすゑおくこれぞさびしき
- 三 番 みはこゝに心はしなの、善光寺みちびきたまへみだのじやうごへ
- 四 番 くもりなく身ははれやらん善光寺御はんいたゞくこくらくのあん
- 五 番 やまたにをはるくこせば善光寺あの世此よのみやげけちみやく
- 六 番 よしみつのやよいの花よおやも子もたゞ人ならぬほこけなるらん
- 七 番 とほくとも一度はまいれ善光寺すくひたもふはみだのせいぐわん
- 八 番 わかきさて末をはるかにおもふなよむじやうの風は時をきはん
- 九 番 ひごたびはしぬるいのちごおもひなば後生願へよのちのよのため
- 十 番 生れきていちごはしぬる身もちて罪をつくるなさきのよのため

十一番 ごくらくのみのりのふねにのりたくば胸のあいだの波をくづめよ  
 十二番 いそがましむかへんほどはまてしばしその日の時ご定めおくなり  
 十三番 ごくらくへねがうてはやく生るべし如來のまへでおれいもうせよ  
 十四番 さなふればこゝにおながら極樂のほごけのかずにいるぞうれしき  
 十五番 さきだてはおくるゝひごをまち合せはなのうてなにこもに成ぶつ

明治二十七年四月廿八日印刷  
 明治二十七年五月一日發行  
 明治三十九年五月九日再版發行  
 明治四十五年四月十七日三版發行

定價 金拾五錢

版權所有

纂述人

彌津宗範

長野縣信濃國更級郡笹井村大字四ツ屋二百七十五番地

發行人

荻原磯右衛門

長野縣長野市西後町乙二十一番地

印刷人

田中彌助

長野縣長野市西後町乙二十一番地

印刷所

長野新聞社活版部

長野市新田町百〇六番地

發賣所

荻原朝陽館

269  
144



終

